

# 村道西向線舗装工事 総合評価確認資料作成要領

## 1 評価の基準

### ①企業の技術力について

NO	評価項目	評価基準	評価点数	
配置 予定 技術者 の 能力	1 資格（総合評価様式3）	1級土木施工管理技士等又は技術士等	1.0	
		上記以外の工事施工に係わる資格	0.0	
	2 同種工事の施工実績（注1） （総合評価様式2-2）	主任（監理）技術者として同種工事の実績あり	2.0	
		担当技術者として同種工事の実績あり	1.0	
		その他	0.0	
	3 優良工事技術者表彰（注2） （総合評価様式8）	表彰の実績あり	1.0	
		表彰の実績なし	0.0	
	4 工事成績 工事成績評定点の平均点 （注3）（総合評価様式7）	75点以上	2.0	
		70点以上75点未満	1.0	
		70点未満（成績実績なし）	0.0	
	企業 の 施 工 実 績	5 同種工事の施工実績 （総合評価様式2-1）	道志村又は国・県・公団等の同種工事の実績	2.0
			他市町村、公営企業等の同種工事の実績	1.0
その他			0.0	
6 工事成績 当該工種での工事成績評定点 の平均点（注4） （総合評価様式7）		80点以上	4.0	
		75点以上80点未満	2.0	
		70点以上75点未満	1.0	
		70点未満（成績実績なし）	0.0	
		2年連続平均点60点未満または前年度以降において55点未満の工事成績のあるもの	-2.0	
7 優良工事表彰の有無（注2） （総合評価様式8）		特別表彰の実績あり	3.0	
		表彰の実績あり（特別表彰との重複はしない）	1.0	
		表彰の実績なし	0.0	
8 事故及び不誠実な行為（注5） （総合評価様式9）		指名停止（3ヶ月以上）	-4.0	
		指名停止（1ヶ月以上3ヶ月未満）	-2.0	
		指名停止（1ヶ月未満）	-1.0	
9 ISO認証の取得状況（注6） （総合評価様式5）		ISO9001又は14001の認証を取得済み	1.0	
		認証を未取得	0.0	

- （注1） 配置予定者の施工経験は、CORINSにおいて完成時に監理技術者証を有した現場代理人及び、主任技術者又は担当技術者として登録されたものを対象とする。
- （注2） 優良工事は、山梨県の「住みよい県土建設週間における知事表彰要領」に基づく「住みよい県土建設功労者」表彰を前3ヶ年及び当該年度において表彰したものとする。
- （注3） 配置予定技術者の工事成績については、すべての工種について、前3ヶ年度及び当該年度の指名通知日より前々月までに完成確定した山梨県発注工事の工事成績評定点を用いる。
- （注4） 当該工種とは、建設業法でいう「土木一式」とする。  
企業の工事成績については、前3ヶ年度及び当該年度の指名通知日より前々月前までに完成確定した山梨県発注工事の工事成績評定点を用いる。
- （注5） 事故及び不誠実な行為の対象となる期間（指名停止期間）は、前年度及び当該年度の審査日までとする。
- （注6） ISOの認証取得状況を記載すること。なお認証証明書の写しを添付すること。

## ②企業の信頼性

NO	評価項目	評価基準	評価点数
地域精通度	1 地理的条件(企業) (注7) (総合評価様式4)	施工実績あり	1.0
		施工実績なし	0.0
	2 地理的条件(技術者) (注7) (総合評価様式4)	施工実績あり	1.0
		施工実績なし	0.0
貢献域	3 その他の地域貢献(注8) (総合評価様式6)	受託実績あり	1.0
		受託実績なし	0.0

(注7) 地理的条件の施工実績とは、道志村内の5地区(久保、長幡、川原畑、神地、善之木)において、当該工事と同地区(善之木地区)で施工し平成10年4月1日以降に完成し、引き渡し済の工事とする。

(注8) その他の地域貢献については、前年度及び当該年度に実施したボランティア活動について記入すること。

### 2 工事の施工実績及び同種工事(様式2に記載する実績)

#### ア 同種工事の定義

施工規模が1000㎡以上の「アスファルト舗装工事」とする。

イ 元請けとして請け負い、平成10年4月1日以降に完成し、引き渡し済の中から、アに示す規模以上の工事の施工実績を記載すること。

ウ 施工実績として記載する発注機関の優先順位は、道志村、山梨県、国機関、都道府県、政令指定都市、公団等、独立行政法人の順とし、その実績を記載すること。これがない場合、市町村、公営企業等、事業団、民間等の施工実績を記載すること。

エ イ、ウで示した条件に該当する工事施工実績が複数ある場合は、まず、山梨県内における工事施工実績を記載すること。これがない場合は、他の都道府県における工事施工実績を記載すること。また、記載は、都道府県名、市町村名字名までとすること。

オ 内容は、工事名、発注機関名、施工場所等の他、工事諸元等(構造形式、規模、寸法、基礎形式、主要資材、設計条件等)技術的特性を記載すること。

### 3 配置予定技術者の資格・施工従事経験(様式3)

ア 配置予定とする技術者を様式3に記載すること。

注1 配置予定技術者の技術資格が確認できる資料(一級土木技術検定合格証明書、監理技術者資格者証)の写しを様式3の添付資料として提出すること。

注2 技術士(建設部門に限る)については、一級土木施工管理技士と同等扱いとするので、技術士登録証(写)及び監理技術者資格者証(写)を様式3の添付資料として提出すること。

注3 申請時における他工事の状況については、工事名、発注機関名、工期、従事役職のほか、当該技術者の専任制を求められているか、また、変更(交代)が可能なものかを記載する。

イ 配置予定技術者については、申請時における他工事への従事状況を記載すること。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他工事を落札したことにより配置予定技術者を本工事へ配慮することができなくなったときは本工事へ入札してはならない。

ウ 配置予定技術者の資格・施工従事経験の記載は様式3で示す。

エ 様式3は入札時に提出するとともに、指名競争入札通知書を受けたすべての業者は入札の際には様式3を提出し、他工事への従事の終了していない場合には、本工事へ入札してはならない。

### 3 工事の施工実績、配置予定技術者の資格、施工従事経験を証明するための契約書等の添付

ア 同種工事の施工実績、配置予定技術者の資格・施工従事経験について証明するため添付資料として当該工事の契約書、工事契約用設計書表紙及び資格・施工従事経験を証明する図書(以下「契約書等」という。)の写しを添付すること。

イ 配置予定技術者の資格施工従事経験については、その技術者が過去、他社においての経験も当該工事の契約書等の写しにより確認可能な経験は、経験として認めるので記載してよい。

ウ 契約書等の写しがないものについては、実績及び経験として認めないので記載しないこと。

### 4 その他の資料

ア 様式5にISOの取得状況を記載し、認証証明書の写しを添付すること。

### 5 資料提出にあたっての留意事項

ア 総合評価確認資料については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので、本要領に示された事項を十分確認してから提出すること。